名古屋都市計画地区計画の決定(豊明市決定)

都市計画健康医療福祉拠点地区計画を次のように決定する。

名	陈 6	建康医療福祉拠点地区計画					
位	置	豊明市沓掛町田楽ヶ窪、峠前、間米町森前、峠下及び鶴根の各一部					
面	責	约19.4ha					
地区計画の目	市。 病。 しった でする 発	本地区は、名古屋市南東部・豊明市北西部の丘陵地に位置し、名古屋市と豊明市にまたがる形で、愛知県下の高度救急医療体制を支える拠点病院である藤田医科大学病院、医療機関で活躍する医療人材を多数輩出している医療大学機能が立地している区域の一部である。 本地区を含む区域全体において、自然と共生しながら、人々の安全安心な暮らしと健康長寿社会の基盤となる、次世代健康まちづくりを目指すため、質の高いみどり豊かな環境を形成することで周辺環境との調和を図りつつ、本地区では主に、医療分野における先端的な学術・研究開発拠点の形成、災害時における広域医療を支える医療防災拠点機能の充実を図る。					
区域の整備開発及び保全の方針	野学研療 地 1	本地区を含む区域全体において高度医療サービス拠点の形成、医療分こおける先端的な学術、研究開発拠点の形成を図るため、医療機能、病・研究開発機能の各機能を連続させながら配置することで、学術・定・臨床の一体性を確保しながら適切な役割分担を図るとともに、医機能の強靭化に向けて防災拠点エリアを配置する。本地区では、「防災拠点地区」、「健康医療福祉地区」、「居住地区」の3区に区分し、それぞれ次の方針に基づいた土地利用を図る。 : 防災拠点地区 災害時における医療機能の確保・充実や医療リソースの供給体制の確立を図るため、被災後も健在し、健康医療福祉地区の機能維持を図る施設の集約的整備を推進する。 : 健康医療福祉地区 先進医療の高度化に対応する医療機能の拡充や産学連携による先端技術を活かした次世代型健康まちづくりを先導的に実施する拠点の形成、患者家族や医療従事者のための宿泊機能等の形成を図る。また、医療分野の研究者などの学術交流が育まれる拠点形成を図るため、交流施設等や関係者宿泊機能施設等の整備を推進する。 : 居住地区					

	地区施設の整備の方針			点及 ¹ 1 2 3	び防災拠点エリ 朝使ヶ池緑地 つつ、とり豊かな がみどり豊かな 道路は できるように できるように	リアの形成を図 地や二村山緑地は目指す自然な環境を形成すれる。 中との円滑なます との円配置 し、配面し、配質が	るため、以下の要など、周辺の豊々 生のまちづくりで るため、緑地を要 続及び地区内のある。	かな自然景観を活かし の基盤となる、質の高	
	建築物等の整備の方針			 敷地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を定める。 みどり豊かで良好な環境を形成するため、建築物の緑化率の最低限度を定める。 良好な住環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を定める。 					
	その他当該区域の整備、 開発及び保全に関する方 針			 緑地を区域内に整備し、周辺環境との調和及びみどり豊かなキャンパス環境の形成を図る。 屋外に設置する建築設備について、目隠しを設けるなど、景観への配慮に努める。 					
				道	名称	幅員	延 長	配置	
				路	道路1号	4 m	約240m	計画図表示とおり	
				緑	名称	面積		配置	
				地地	緑地1号	約850㎡		計画図表示とおり	
					名称	面積		配 置	
地	地 地区施設の配置及び規模 区 整 備 計 画			調整池 1 号	約 750㎡				
区				調整池2	約 400 m²				
整				調整	号 調整池 3			計画図表示とおり	
備				· 施	号	約 300 m²			
計					調整池 4 号	約	4 0 0 m²		
画					調整池 5 号	約	6 0 0 m²		
	ず項を築物等に	地区の区分	地区の名称	 防災拠点地区		健康医療	· 摩福祉地区	居住地区	
			地区の面積	約	2.6ha	約16	. 3 h a	約0.5 h a	
	する 建築物等の用途 の制限				次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。				

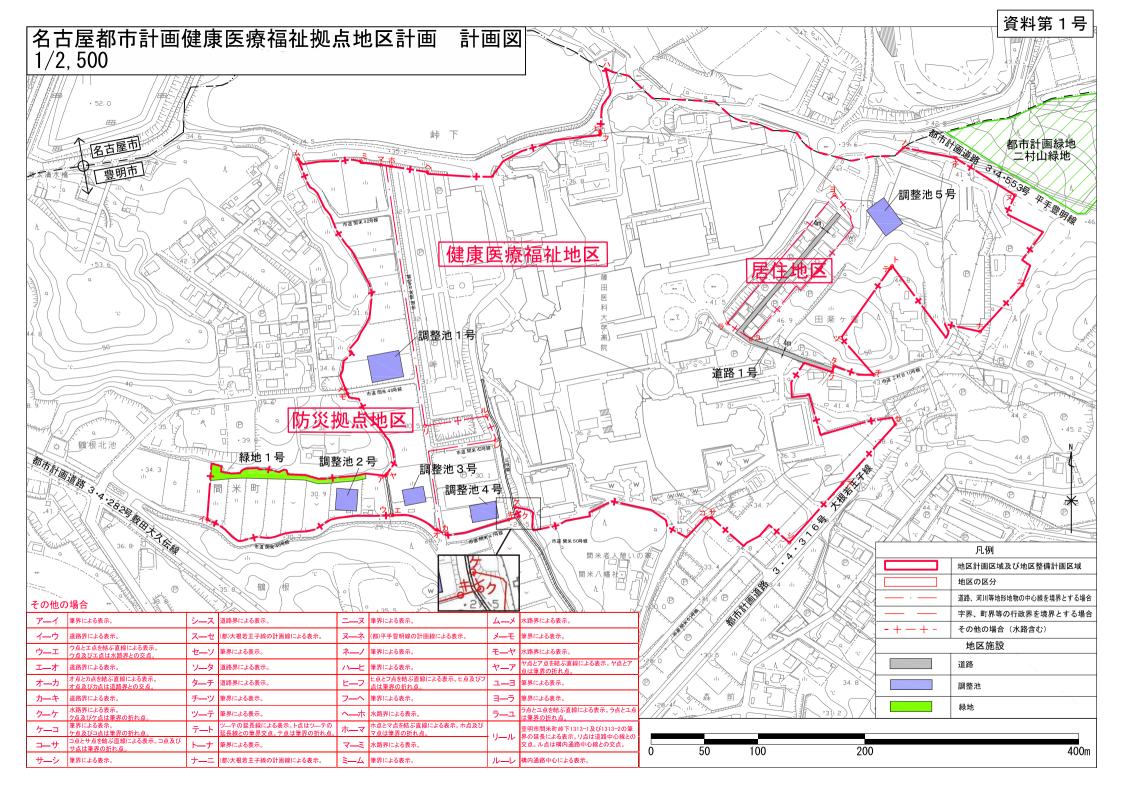
資料第1号

	に係る防災へ リポート及び 格納庫、整備 作業場 4:自動車車庫 又は自転車	1:研究学の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	1:住宅 2:建築基準法別項る 第二の 3:共同住宅下 の 3:共会会所 4:集合 5:あ施設
建築物の敷地面 積の最低限度		5 0 0 m²	1 6 0 m²
建築物等の高さ の最高限度		_	1 0 m
建築物の緑化率 の最低限度	100分の3.0		

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

理 由

地区内や地区周辺の既存住宅地の住環境や自然環境の調和に配慮した健康医療福祉拠点の形成を図るため、地区計画を決定するものである。



名古屋都市計画 健康医療福祉拠点地区計画 総 括 図 1/25,000 資料第1号 名古屋都市計画区域 豊 明 市 都 市 計 画 図 类知用行政区 地区名 健康医療福祉拠点地区 凡 例 健康医療福祉拠点地区計画を決定する区域 ※本図の通信の位置、地域の場合は、その複略を示すもので、 その終端に整明的依括に個人個く解定図書を報覧されたい。

名古屋都市計画健康医療福祉拠点地区計画の決定について

愛知県からの意見の要旨

貴計画は市町村の都市計画に関する基本的な方針や都市計画基準に適合したものと判断されます。

地区計画は、地区の特性に応じてきめ細やかなまちづくり計画を 定める制度であり、行政が定める方針や基準への適合のみならず、 住民や権利者を含む地域の合意形成が重要となります。

本制度の趣旨を踏まえ、関係者と調整を十分に行い、地域の合意形成を図るよう努めてください。

都市計画決定権者の見解

都市計画の提案者である事業者には、地区計画の決定後にあっても地区計画で定める目標や土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針等の実現性を高めるために合意形成に努めるよう指導している。

また、市としても広く住民の意見をくみ取った地区計画とするため、都市計画説明会を実施し、住民や権利者を含む地域の合意形成に努めてきた。

引き続き、市、事業者により、地域の合意形成を図るよう努めていく。

第2章 都市づくりの目標 3 将来都市構造

②花と食の交流拠点

市域南部に位置し、周辺には人口集積が高い既成市街地が広がり、南側には愛知豊明花き地方卸売市場(花き市場)が立地する豊明駅周辺を花と食の交流拠点として位置づけます。

当該拠点は、地域拠点として日常的な生活サービス施設等の立地を誘導するとともに、高齢者をはじめ誰もが快適に移動しやすい交通環境を充実することで、地域住民の暮らしを支える拠点の形成を図ります。

また、花き市場や農協と協力し、花や市内で作られた農産物等をテーマにしたイベントの開催や直売所の設置などを通して、花のある暮らしと新鮮で安全な地場産食材を提供する憩いの場の確保を検討し、市内からはもとより広域からも多くの人が訪れ、多様な交流が育まれる拠点の形成を図ります。

③歴史と文化の交流拠点

市域西部に位置し、周辺には人口集積が高い既成市街地が広がり、桶狭間古戦場伝説地をは じめとした歴史文化資源が残る中京競馬場前駅周辺を歴史と文化の交流拠点として位置づけ ます。

当該拠点は、地域拠点として日常的な生活サービス施設等の立地を誘導し、地域住民の暮らしを支える拠点の形成を図るとともに、本市の歴史・文化を広く発信し広域からも多くの人が 訪れ、多様な交流が育まれる拠点の形成を図ります。

4健康医療福祉拠点

周辺都市からも多くの人が訪れる高次医療・教育機能に加え、公共交通(バス路線)の結節点としての機能も有する藤田医科大学病院周辺を健康医療福祉拠点として位置づけます。

当該拠点は、地域拠点として日常的な生活サービス施設等の立地を誘導し、地域住民の暮らしを支える拠点の形成を図るとともに、産学官連携による先端技術を活かした福祉・介護機能や健康増進機能等の導入を検討し、次世代型の健康まちづくりを先導的に実践する拠点の形成を図ります。

また、大学病院にアクセスする各バス路線の乗り換え利便性の向上等を図ることで、利用を促進して各路線の機能維持・強化を図るとともに、病院の利用者のみならず医師や技術者、大学の学生や研究者など様々な目的を持った人たちが広く利用することで、異業種交流や学術交流、病院や大学の利用者同士の交流をはじめ多様な交流が育まれる拠点の形成を図ります。

N 尾張北部地域の 豊田地域の 產業集積地 在業集積地 (国道 153 号経山) 東郷町工業団地 (名古屋第二環状 自動車道経由) 徳重駅 W WAY 藤田医科大学 名古屋駅 金山駅 (6) (1) (8 8 8 19 前後駅 空頭駅 名古屋港臨海部 西三河地域の 産業集積地 知立駅 大府市產業集積地 国立長寿医療研究センター 知多地域の 2000m 産業集積地 凡 例 都市拠点 居住ゾーン ◆■■● 交流連携軸 花と食の交流拠点 ◆■■◆ 産業連携軸 田園居住ゾーン 歴史と文化の交流拠点 産業ゾーン 健康医療福祉拠点 農地・緑地ゾーン

図 将来都市構造図

56